

# 令和4年度 決算

令和4年度の一般会計および特別会計、水道事業会計の決算が9月定例議会で審議の上、認定されました。

## 一般会計の主な使い道(目玉事業)

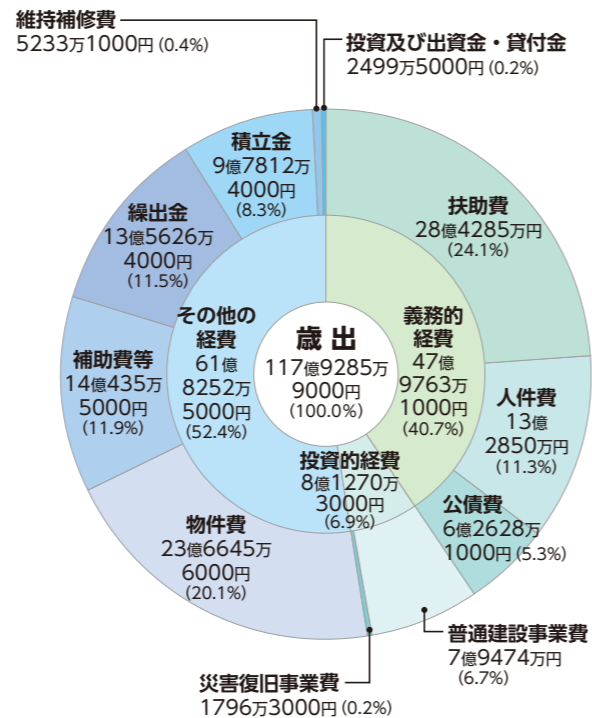
- ◆**第三幼稚園(仮称)建設事業… 2億2475万2000円**  
待機児童の解消のため、既存の須恵南幼稚園から規模を拡大して幼保連携型の認定こども園に改築する工事を開始しました。工事は、令和4年度～令和6年度の3か年で実施されます。
- ◆**生活支援商品券発行事業… 2億2098万4000円**  
国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍において価格高騰の影響を受ける生活の支援のため、町民1人あたり7000円的生活支援商品券を発行しました。
- ◆**新型コロナウイルスワクチン接種事業… 1億9085万2000円**  
国の新型コロナウイルスワクチン接種対策費用国庫負担金を受け、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的に、希望者に対しワクチンの接種を行いました。
- ◆**価格高騰緊急支援給付金事業… 1億5119万6000円**  
国の価格高騰緊急支援給付金を受け、電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、住民税均等割非課税世帯や家計に急変のあった世帯に対して、1世帯あたり5万円の給付を行いました。
- ◆**中部防災センター(仮称)建設事業… 8993万1000円**  
須恵町国土強靱化計画に基づき、町の中部地区に防災拠点となる中部防災センター(仮称)の建設を行うため、外構工事および工事設計業務委託を行いました。
- ◆**ふるさと応援寄附金事業… 4億1945万8000円**  
全国に本町の魅力を発信すること、そして全国の皆さんに本町を応援していただくことを目的に、町外にお住まいで一定額以上のご寄附をいただいた個人に対して、返礼品として本町の特産品を贈呈しています。

## 基金積立金の状況

令和4年度の基金積立金(町有地売払い収入や寄附金、利子などの積立金)は、3億7812万4000円です。  
また、令和4年度から新たに公共施設等整備基金を創設し、7億657万2000円(うち6億円は財政調整基金からの移し替え)の積立を行なっています。  
その使途が特定されていない財政調整基金と減債基金の合計残高は、29億9955万8000円となっています。  
※令和4年度末現在、一般会計にはその使途が特定されていない財政調整基金、減債基金と、その使途が特定されている公共施設等整備基金、自然教育林基金、水道水源保全基金、ふるさと応援基金、森林環境譲与税基金を設置しています。

歳出 117億9285万9000円

3億1284万4000円増  
(前年度比2.7%増)



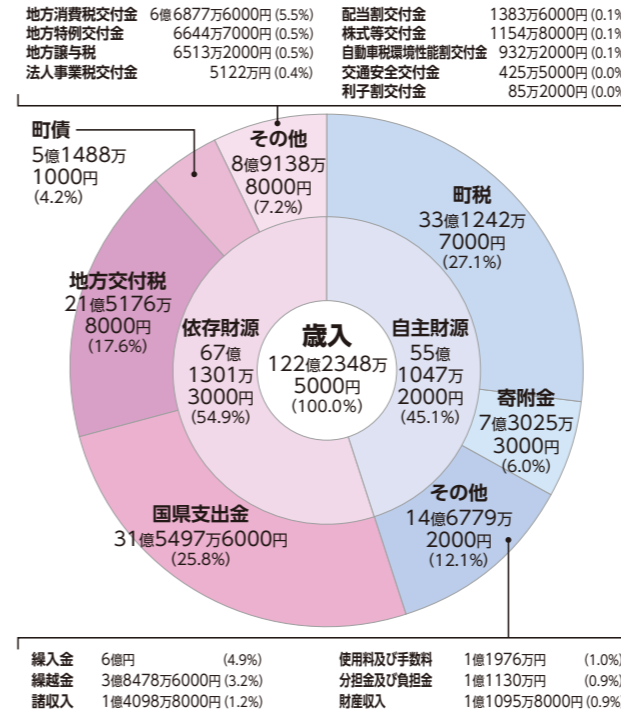
## 歳出

令和4年度の主な増額の要因は、第三幼稚園(仮称)建設事業などの大規模事業の実施による普通建設事業費の増で、7億9474万円と前年度よりも2億4948万7000円の増(前年度比+45.8%)となったことと、生活支援商品券発行事業の実施による補助費等の増で、14億435万5000円と前年度よりも1億9685万5000円の増(前年度比+16.3%)となったためです。

しかし、人件費については、幼保民営化の影響もあり、13億2850万円と前年度よりも1億8432万円の減(前年度比△12.2%)となっています。

歳入 122億2348万5000円

3億5868万4000円増  
(前年度比3.0%増)



## 歳入

令和4年度の主な増額の要因は、公共施設等整備基金積立のための繰入金が増(前年度比+4956.9%)、ふるさと応援寄附金などの寄附金の増(前年度比+25.6%)による自主財源の増で、55億1047万2000円と前年度よりも7億9261万9000円の増(前年度比+16.8%)となったためです。

しかし、依存財源については、地方交付税の減(前年度比△8.1%)、町債の減(前年度比△21.4%)、国庫支出金の減(前年度比△4.1%)などで、4億3393万5000円の減(前年度比△6.1%)となっています。

## 一般・特別会計・水道事業決算額 (単位:千円)

| 会計別      | 歳入         | 歳出         | 差引額      |
|----------|------------|------------|----------|
| 一般会計     | 12,223,485 | 11,792,859 | 430,626  |
| 特別会計     |            |            |          |
| 国民健康保険   | 2,882,215  | 2,875,072  | 7,143    |
| 後期高齢者医療  | 423,184    | 396,108    | 27,076   |
| 公共下水道事業  | 1,101,347  | 1,094,411  | 6,936    |
| 農業集落排水事業 | 64,825     | 61,203     | 3,622    |
| 水道事業     |            |            |          |
| 収益的      | 673,601    | 569,432    | 104,169  |
| 資本的      | 19,753     | 195,806    | △176,053 |
| 総額       | 17,388,410 | 16,984,891 | 403,519  |

## 健全化判断比率及び資金不足比率の公表

### 健全化判断比率 (単位:%)

|         | ①実質赤字比率 | ②連結実質赤字比率 | ③実質公債費比率 | ④将来負担比率 |
|---------|---------|-----------|----------|---------|
| 須恵町の算定値 | —       | —         | 6.9      | 23.5    |
| 早期健全化基準 | 14.40   | 19.40     | 25.0     | 350.0   |
| 財政再生基準  | 20.00   | 30.00     | 35.0     | —       |

### 公営企業の資金不足比率 (単位:%)

|         | 水道事業会計 | 公共下水道事業特別会計 | 農業集落排水事業特別会計 |
|---------|--------|-------------|--------------|
| ⑤資金不足比率 | —      | —           | —            |
| 経営健全化基準 | 20.0   |             |              |

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和4年度決算による「健全化判断比率」、「資金不足比率」を公表します。  
いずれの比率も健全化基準を下回っているため、健全であると言えます。  
※①～④の比率いずれかが「早期健全化基準」以上の場合は、自主的な改善努力による早期の「財政健全化計画」を策定しなければいけません。  
※①～③の比率のいずれかが「財政再生基準」以上の場合は、「財政再生計画」を策定し国の関与を受けながら財政の再生を図ることになります。  
※⑤資金不足比率が「経営健全化基準」以上の場合は、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図ることになります。